

資料

議案第 21 号

令和 4 年度使用教科書の採択事務処理について

令和4年度使用教科書の採択事務について

令和4年度使用教科書の採択事務について、国の通知及び金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要綱に基づき、本市の対応についてお諮りします。

金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、金沢市立義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について公正且つ適正な実施を図ることを目的とし、採択取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「教科用図書」とは、学校教育法第34条第1項（同法49条及び第62条において準用する場合を含む。）及び同法附則第9条に規定する教科用図書をいう。

(金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の設置)

第3条 教育委員会は、第1条の目的を達成するため、金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(教科用図書の採択)

第4条 教育委員会は、金沢市立義務教育諸学校で使用する教科用図書を採択しようとする場合は、選定委員会の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、新たに文部科学大臣の検定を経た教科用図書が無い場合は、教育委員会は、現行の教科用図書を採択した際の選定委員会の答申書をもとに、採択を行うことができるものとする。

(教科用図書調査委員会及び教科用図書研究委員会の設置)

第5条 選定委員会は、専門の事項を調査研究させるため、教科用図書調査委員会（以下「調査委員会」という。）及び各学校に教科用図書研究委員会（以下「研究委員会」という。）を置く。

(選定委員会の役割及び構成)

第6条 選定委員会は、教育委員会の諮問に応じ、調査委員会及び研究委員会の報告に基づいて審議し、教育委員会に教科用図書の採択に係る意見を答申する。

2 選定委員は12名以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 金沢市PTA協議会役員

(3) 学校関係者

3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定委員となることができない。

4 選定委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名置く。

5 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれらを選任する。

- 6 委員長は、会務を統括する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
(選定委員会の会議の招集)

第7条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(調査委員会の委員の委嘱)
第8条 調査委員会の委員は、選定委員会が委嘱する。

(選定委員及び調査委員の任期)
第9条 選定委員及び調査委員の任期は当該年度末までとする。

(公表等)
第10条 教育委員会は、金沢市立義務教育諸学校で使用する教科用図書を採択したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 当該教科用図書の種類
- (2) 当該教科用図書を採択した理由
- (3) 教科用図書の研究のために作成した資料
- (4) 当該教科用図書の採択に係る教育委員会の会議の議事録
- (5) その他教育委員会が適当と認める事項

2 教育委員会は、前項各号に掲げる事項以外の事項について、金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成3年条例第2号）第6条の規定に基づき公開請求があったときは、金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例の規定に基づき、公開するものとする。

(雑則)
第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年5月8日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成17年5月17日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成20年6月26日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成26年5月28日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成30年6月26日から施行する。

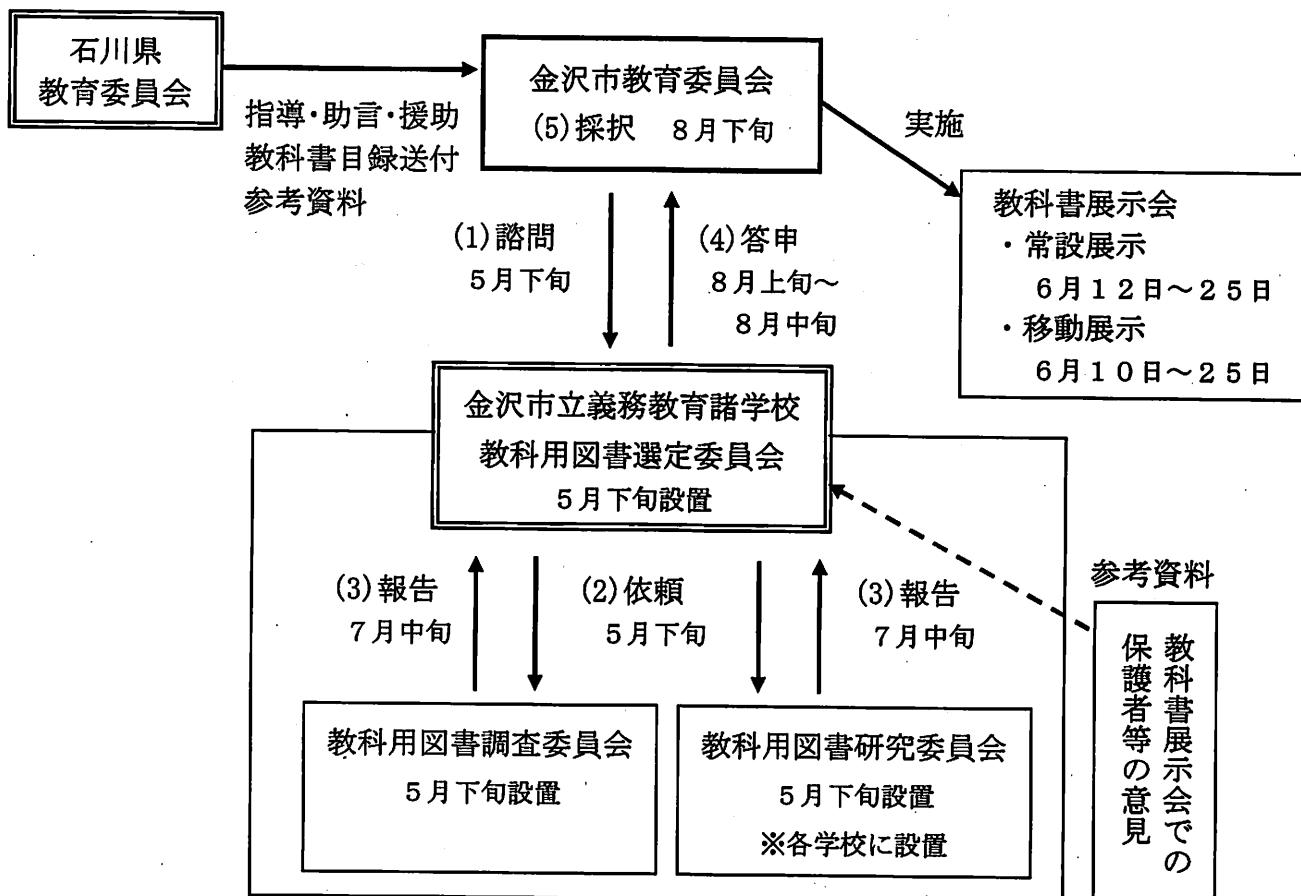
令和3年度使用教科書の採択について

令和3年度から使用する中学校の教科用図書の採択にあたり、本市においては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」等の関係法令及び「金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要綱」に基づき、採択事務を進める。

[採択の手順]

- (1) 金沢市教育委員会（以下「教育委員会」）は、金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」）を5月下旬に設置し、教科書採択に係る意見の答申を諮問
- (2) 選定委員会は教科用図書調査委員会（以下「調査委員会」）及び各学校に教科用図書研究委員会（以下「研究委員会」）を5月下旬に設置し、専門的事項の調査研究を依頼
- (3) 調査委員会及び研究委員会は、選定委員会に対し研究結果等を7月中旬に報告
- (4) 選定委員会は、教科書展示会における保護者や市民等の意見も参考としながら、採択すべき中学校用教科用図書の優れている点についてまとめ、8月上旬から8月中旬に教育委員会に答申
- (5) 教育委員会は、この答申を踏まえ、採択すべき教科書を8月下旬に決定

※ 採択結果は9月上旬に公表予定





2初教科67号
令和3年3月30日

各都道府県教育委員会
教科書関係事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局教科書課長
神山弘

(公印省略)

令和4年度使用教科書の採択事務処理について（通知）

教科書採択の公正確保については、「教科書採択における公正確保の徹底等について」（令和3年3月30日付け2文科初第2012号文部科学省初等中等教育局長通知）において通知したところですが、円滑な採択事務処理については、下記事項にも十分留意いただくようお願いします。

なお、本通知は、貴教育委員会の教育長及び教育委員、知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校に対しても周知いただくようお願いします。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03(5253) 4111 内線 2576

記

1 採択に当たっての留意事項について

(1) 小学校用教科書の採択について

令和3年度においては、無償措置法第14条の規定に基づき、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和2年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

(2) 中学校用教科書の採択について

令和3年度においては、無償措置法第14条の規定に基づき、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和2年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

なお、令和3年度においては、自由社の「新しい歴史教科書」について、教科用図書検定規則に基づき、検定審査不合格の決定の通知に係る年度の翌年度に行われた再申請により、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなつたことから、無償措置法施行規則第6条第3号により採択替えを行うことも可能である。

その際、以下の（ア）から（カ）までの事項に留意すること。また、以下に挙げる留意事項は「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布、施行について（通知）」（平成28年6月20日付け28文科初第432号文部科学省初等中等教育局長通知）の第二に記載の内容も含まれることから、必要に応じて当該通知も参照すること。

（ア）採択替えを行うことができるのは、新たに発行されることとなつた教科書の種目のみであり、その他の種目の教科書について、採択替えを行うことはできないこと。

（イ）採択替えを行うか否かは、採択権者の判断によるべきものであること。その際、都道府県教育委員会において行う新たに発行されることとなつた図書についての調査研究（下記（カ）参照）の結果のほか、令和2年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて判断することも考えられること。

（ウ）新たに発行されることとなつた教科書の種目の全ての教科書について、採択権者において改めて調査研究等を行った結果、採択している教科書又は新たに発行されることとなつた教科書以外の教科書に採択替えすることも可能であること。

（エ）上記を含めて採択替えを行う場合には、無償措置法の規定の趣旨に則り、教科書採択の公正性・透明性を確保する観点から、採択結果及びその理由をはじめとする教科書の採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが必要であること。

（オ）採択替え後の教科書を採択する期間は、同一の教科書を採択しなければならない期間として無償措置法施行令第15条第1項に規定する4年間から採択替え前の期間を控除した期間であること。

（カ）都道府県教育委員会においては、無償措置法第10条の規定に基づき、

新たに発行されることとなった図書について調査研究を行うこと。その際、具体的な実施方法については、各都道府県教育委員会において、その実情を踏まえて適切に判断されるべきものであること。

(3) 高等学校用教科書の採択について

令和4年4月1日以降に高等学校に入学する生徒の教科書については、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号。以下「平成30年学習指導要領」という。）の適用を受けるため、「高等学校用教科書目録（令和4年度使用）」の第1部に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号。以下「平成21年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第2部に登載されている教科書のうちから採択すること。第3部以降が掲載された場合も同様とすること。なお、「平成三十一年四月一日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件」（平成30年文部科学省告示第172号）（別添）に基づき、保健体育、芸術、福祉、体育、音楽及び美術については、その全部又は一部について、平成30年学習指導要領の規定によることとすることができるようになっていることから、その場合は、これらの科目の教科書について、同目録の第1部に登載されている教科書のうちから採択することができる。

(4) 学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択について

- ① 学校教育法（昭和22年法律第26号。）附則第9条第1項の規定により特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級において使用する教科書以外の教科用図書（以下「特別支援学校・学級用一般図書」という。）の採択並びに同条の規定により高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において使用する教科書以外の教科用図書の採択に当たっては、採択権者は教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。
- ② 特別支援学校・学級用一般図書の採択に際しては、まずは文部科学省著作教科書の使用の適否とともに、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書の採択の適否を十分考慮すること。その上で、これら以外の図書を採択することが適当である場合には、以下の（ア）から（オ）までの事項に、特に留意すること。

- (ア) 児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）の図書が適切であること。
- (イ) 可能な限り体系的に編集されており、教科の目標に沿う内容を持つ図書が適切であること（特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない参考書、図鑑類、問題集等の図書は適切ではない。）。
- (ウ) 上学年で使用する図書や、採択する他教科の図書との関連性も考慮すること。
- (エ) 価格については、前年度の実績を考慮するなどし、高額なものに偏ることのないようにすること。

(才) 別途送付している「令和3年度一般図書契約予定一覧」（令和3年2月25日付け事務連絡参照）を参考にしつつ、それ以外の図書も含めて最も適切なものを採択すること。

③ 分冊となっている一般図書や弱視児童生徒のための拡大教科書、点字教科書については、教科書と同様に分冊本を採択できるが、その供給については、教科書と同様の時期に一括して行われるものであること。

なお、拡大教科書及び点字教科書のうちボランティア団体が作成するものについて、全分冊の一括供給が困難である場合においては、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能であることが必要であること。

④ 特別支援学校・学級用一般図書を採択する場合には、採択した図書が支障なく供給されるよう図書の種類、発行部数及び発行者の所在地等について把握した上で、令和3年度中に供給可能であるかどうかを十分に確認しておくこと。

なお、令和4年度用特別支援学校・学級用一般図書の需要数を取りまとめた後、改めて文部科学省から当該発行者に対し、供給が可能かどうか確認をすることになるため、その結果、絶版や在庫不足等の理由により、発行者が供給に応じられない場合もあることに留意すること。

2 教科書見本の送付について

(1) 教科書見本の送付先と送付部数の上限は、「教科書採択の公正確保について」（令和3年3月30日付け2文科初第2011号文部科学省初等中等教育局長通知）において教科書発行者に対して指導がなされているので参考すること。

(2) 教科書発行者に対しては、令和2年度検定において合格した教科書について、採択事務に支障のないよう教科書見本を制作し次第、4月末日（教科書センターについては5月末日）までに送付するよう求めていること。

(3) 高等学校用教科書見本については、各高等学校にも送付できることとしているが、翌年度以降の採択替えの際の調査研究に支障が生じないよう、各学校において教科書見本の適切な保管・管理を行うよう努めること。

3 教科書展示会について

(1) 教科書展示会は、教育関係者の教科書研究の便宜を図り、一般公開を通じて、地域住民等の多くの方々に教科書に触れていただくための取組であり、教科書展示会の開催に係る経費は、地方交付税で措置されていること。

(2) 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第5条の規定に基づく教科書展示会は、新型コロナウイルスの影響に鑑み、昨年度と同様、6月10日以降の最初の金曜日である6月11日から7月31日までの間で都道府県教育委員会において定める任意の14日間（法定展示期間）開催すること（令和3年文部科学省告示第33号）。

(3) 法定展示期間外であっても、教科書展示会を開催することは可能であり、

法定展示期間の前後にも展示を行ったり、移動展示会や図書館や公民館等における展示を行ったりするなど、広く地域住民の方々が、展示会に参加できるよう工夫すること。

また、拡大教科書及び点字教科書や、学習障害やその他発達障害等により、教科書に一般的に使用されている文字等を認識することが困難な児童生徒向けに作成されている音声教材についても、教科書展示会等の機会を活用し、普及促進を図っていくことが望ましいこと。その際、平成27年3月に全国の教科書センターに配布したサンプル集や、平成29年1月に全国の都道府県教育委員会及び市町村教育委員会に配布したサンプル集を活用することも考えられること。

- (4) 都道府県教育委員会は、教科書展示会において、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書を展示することができるが、その際、これらの図書の見本は、基本的には都道府県教育委員会が購入することが適切であること。
- (5) 各都道府県教育委員会は、教科書展示会の開催時期・場所等について、教育関係者はもとより、保護者等広く一般にも積極的に周知を図ること。なお、文部科学省ホームページにおいても、各都道府県教育委員会が開催する教科書展示会についての情報を公開することとしていること。
- (6) 教科書見本が送付されない場合を除いて、教科書展示会の出品教科書については、その取扱い上の差別をしてはならないこと。
- (7) 上記の教科書展示会に出品された教科書見本については、展示後1年間保存することとされていることに留意すること（翌年度使用教科書のみ）。

4 需要数報告について

- (1) 需要数の報告は、文部科学大臣が教科書発行者に対して行う発行指示の基礎となる数を把握するためのものであり、都道府県教育委員会においては、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校分も含めて需要数の把握を適切に実施し、報告後に生じたやむを得ない事情による場合を除き、可能な限り正確な需要数を把握すること。
- (2) 都道府県教育委員会においては、市町村教育委員会等からの需要数の報告について、適切なスケジュール管理を行い、各都道府県教育委員会から文部科学大臣への需要数報告期限（9月16日）を遵守すること。
- (3) 需要数報告後の大幅な需要数変更は、教科書の発行及び供給に混乱を生じさせることにもつながりかねないので、学校や学科の新設・廃止等、新たに採択する必要が生じた場合によるほかは、極力変更がないよう、正確な需要数の把握に努めること。

なお、やむを得ない事情により需要数を変更する場合には、採択権者は都道府県教育委員会及び教科書取扱書店に、都道府県教育委員会は文部科学大臣に報告するとともに、教科書・一般書籍供給会社に連絡すること。また、この需要数報告の変更及び連絡は、教科書の製造・供給に支障が生じないよう、遅くとも教科書を使用することとなる年度の前年度の12月末

までに行うこと。

- (4) 高等学校においては、平成30年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書（教科書目録第1部掲載）と、平成21年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書（同第2部掲載）は異なるので、需要数報告に当たっては混同することのないよう十分注意すること。第3部以降が掲載された場合も同様とすること。
- (5) 特別支援学級・学校用一般図書及び教科用特定図書等の需要数報告については、別途送付する通知を参照すること（※教科用特定図書等：教科書に代えて使用する拡大教科書及び点字教科書）。
- (6) 昨年度と同様、必要とする児童生徒に音声教材を円滑に提供できるよう、障害のある児童生徒が使用する音声教材の需要数を把握するための調査を実施予定であること。なお、教科書関係事務主管課のみではなく、特別支援教育関係事務主管課とも連携を図り、音声教材の需要を適切に把握し、普及推進に積極的に取り組むこと。

5 教科書センターについて

- (1) 教科書センターは、教科書を常時展示し、教科書の調査研究の便宜を図るとともに、保護者や地域住民等も利用することを目的として設けられた施設であること。
- (2) 教科書センターについては、新設、移転（住所表示の変更を含む。）、名称変更、廃止の場合又は既設の教科書センターにおいて展示する教科書の種類（小・中・高・特別支援学校）の変更があった場合には、その旨を文部科学省初等中等教育局教科書課に報告すること。
報告の様式は任意であるが、教科書センターの名称、住所、設置場所、電話番号、展示教科書の種類について、変更前と変更後のものが分かる形で示すとともに、変更後の都道府県内の教科書センターの一覧表及び変更についての簡単な理由を付記すること。

6 義務教育諸学校用教科書の採択地区の設定又は変更について

- (1) 採択地区がより適切なものとなるよう、採択地区の設定又は変更に当たっては、各市町村教育委員会の意向等を踏まえるとともに、隨時その状況を把握すること。
- (2) 採択地区を設定し、又は変更したときは、無償措置法第12条第3項の規定に基づき、告示を行い、関係者に周知するとともに、文部科学大臣にその旨を速やかに報告すること。その際、以下の資料を添付すること。
 - ① 採択地区変更に係る告示の写し
 - ② 採択地区の区域及び名称を明示した地図（構成市町村の境界を点線で示すこと）
 - ③ 採択地区変更に係る理由書
 - ④ 変更前及び変更後の採択地区の名称及び構成市町村名等を対照する書類

(3) 採択地区の変更に際して、教科書の採択方法・給与の可否等に不明な点がある場合には、事前に文部科学省初等中等教育局教科書課まで相談すること。

7 その他

令和3年度の採択事務処理に当たり、新型コロナウイルスの影響により、域内の教育委員会等に置いて教科書採択に関する事務処理が法令、局長通知及び本通知等により難い事情がある場合には、速やかに文部科学省初等中等教育局教科書課に相談すること。

8 今後の検定・採択のスケジュールについて

令和3年度以降の採択事務処理の準備に当たっては、今後の検定・採択のスケジュールについて、別記の表を参照すること。

以上

【別記】検定・採択の周期

年度(西暦) 学校種別等区分		H30 (2018)	H31/R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
小学校	検定	◎				◎				◎
	採択	△	△				△			
	使用開始	●	○	○				○		
中学校	検定	◎	◎			◎				
	採択	▲	△	△			△			
	使用開始		●	○	○			○		
高等学校	主として 低学年用	検定		◎	◎			◎		
	採択			△	△				△	
	使用開始				○	○				○
高等学校	主として 中学年用	検定			◎	◎			◎	
	採択				△	△				△
	使用開始	○				○	○			
高等学校	主として 高学年用	検定			◎	◎				◎
	採択	△				△	△			
	使用開始		○				○	○		

◎：検定年度

△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと、高校は毎年度採択替え）

▲：直近の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度

●：「特別の教科 道徳」の使用開始年度

※ 小学校には義務教育学校の前期課程を、中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を、高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。

※ 小学校における平成30年度、中学校における平成31年度／令和元年度においては、「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科書について採択が行われた。

※ 太線以降は、学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。

令和3年度

金沢市教科書展示会の来会者数

	会場	来会者数
<p>【常設展示場】</p> <p>展示期間 6月11日(金)～ 6月24日(木)</p> <p>展示期間 平日午前9時～ 午後5時 ※土日は閉館</p>	<p>金沢市教育プラザ富樫 2号館3階 ティーチャーサポートセンターブース8</p>	<p>一般等 26 名 教職員等 1 名 計 27 名</p> <p>(意見書27枚)</p>

※来会者数については、受付名簿に名前の記載があった数

令和3年度教科書展示会閲覧者意見一覧 【教科書センター】

令和3年度教科書展示会閲覧者意見一覧 【教科書センター以外の展示場】

展示場名	来会者	教科	発行者 (略称)	意見内容
1 教育プラザ富桜	一般	歴史		歴史教科において重要なことは、過去から何を学び未来をよりよくしていくのかということではないでしょうか。その意味で正しく歴史を紹介しなければいけませんが、日本の歴史と皇室の歴史は密接に関係しているものほとんど書かれています。建国についても書かれていない。本当に残念です。
2 教育プラザ富桜	一般	歴史	自由社 育鵬社	令和3年度に追加された歴史教科書(自由社)の内容は次の通り ①終わりのページに付いている年表の標記が大変細かく書かれている。縄文時代の三内丸山遺跡の大規模集落や吉野ヶ里遺跡環濠集落が書かれている。日本国土がすでにあったことがわかり、人類が生活していた。2020年の二度目の東京オリンピック等も書かれている。金沢市採用の育鵬社は年表はあらい。最終年度は2011年までである。 ②仁徳天皇陵を自由社はそのまままで使っている。育鵬社は、大仙古墳(仁徳天皇陵)と書いている。自由社の書き方が歴史の本としては合っている。 中学歴史の教科書は、自由社製作の教科書を使ってほしい。
3 教育プラザ富桜	一般	歴史	自由社	全体的に見やすく読みやすさを感じた。今回加わった自由社の「新しい歴史」は日本人として正しい歴史観を持つうえで、良い内容でした。
4 教育プラザ富桜	一般	歴史	自由社 育鵬社	育鵬社も自由社も共に日露戦争で、始め孫文やネルー、アジア人が日本かロシアに勝ったことで、みんな喜んで民族独立の希望を抱くようになったと記述しているが、その後の日本の行動から考え方を変え、日本は西洋の列強帝国主義と変わらないと批判するようになったことは全く書いてない。歴史の一部だけを取り上げるのは、歴史の歪曲である。
5 教育プラザ富桜	一般	歴史	自由社	歴史の教科書を主に見せてもらいました。 検定に新しい合格した自由社ですが、 1. 僕、日本への異常なまでの自画自賛がとても気になります。(政治だけでなく文化の面でも) 2. 天皇制(天皇?)への露骨な赞美には、そうじゃない時代もあったのではないか。水面下に沈んでいたのに無理にほりおこした描写がひつかかる。 3. 近代の日本がおこした侵略戦争に対しての冷静な分析がいると思う。「アジアを開放した」という視点からのとりあげ方は大いにギモンです。
6 教育プラザ富桜	一般	歴史	自由社	歴史自由社は、日本が外国より透れているとあらゆるところで賛美している。歴史は、海外からの目線、労働者、市民の目線などはば広くとらえなければならない。日本が一番とほこらしげに歴史をわい曲してはならない。このような教科書が検定を通ったことは疑問に感じる。
7 教育プラザ富桜	一般	歴史	育鵬社	歴史教科書育鵬社のなでしこ日本史の女性は男性につくした女性像のよう。このような教科書で育つ中学生の女性観が心配になる。 今年度、自由社が参入したことで採択のやり直しができるときいていいる。ぜひ、普通の教科書で学ばせてやって下さい。
8 教育プラザ富桜	一般	歴史	自由社	自由社の「歴史教科書」の記述について ①明治憲法草案を書いた「井上毅」について、これだけ詳しく書いてあって、明治憲法の成り立ち、内容が判りやすい。 ②トルコのエルトゥールル号の遭難を大々的に取りあげてあって、この件で対トルコ友好が始まった事がわかる。(非常に良い!!)
9 教育プラザ富桜	一般	歴史	自由社	自由社(歴史) 大日本帝国憲法は大きく扱われ、日本帝国憲法の記述は小さい。天皇主権の明治憲法は、後に大戦の引き金になったことで廃止された。現憲法が70年以上も存在するのは国民に親しまれ浸透している証拠である。 日本国憲法のすばらしさをもっと記述すべきである。

令和3年度教科書展示会閲覧者意見一覧 【教科書センター以外の展示場】

展示場名	来会者	教科	発行者(略称)	意見内容
10 教育プラザ富桜	一般	歴史	自由社	自由社(歴史) 神話を史実であるかのような扱いは、歴史の史実を学ぶ上で混乱する。 神話については、いろんな考え方があり、大きくとり扱うことない。
11 教育プラザ富桜	一般	歴史	自由社	自由社(歴史) 歴史を学ぶことは祖先の直面した課題を知ることだとありますが、祖先ということばに違和感を持ちます。 人類、人間の歴史だと思います。
12 教育プラザ富桜	一般	歴史		歴史教科書について ジェンダー、LGBT、女性史などは、現代的課題である。 歴史教科書の中で、人権がどのように光があたってきたかという史実を扱わないと、歴史の今の到達点を学べない。
13 教育プラザ富桜	一般	歴史		子どもが手による教科書の絵や写真は、とても大きな影響を与える。 戦時下のことをとりあげて、勇しい軍隊や奉仕する国民では、戦争が美化され、本当のことが伝わらない。 国民生活の実態を書くことで、歴史教育の円実を作っていくと思う。
14 教育プラザ富桜	一般			教科書採択は公開で! 「静かな中で採択したい」と教委は言いますが、静かな中ですることと、発言に責任を持たないで採択することは違います。どのような教科書を採択するにしても発言には正々堂々と責任をもってほしい。
15 教育プラザ富桜	一般	歴史	自由社	今年検定合格の自由社の歴史教科書について、歴史的事実ではない神話=物語を本文のように扱かっているのは問題であると考えます。人が神格化したものを歴史として載せるのは「教科書」というものにそぐわないと思います。「物語り」であって、他の時代に比較してはるかに物的証拠にとぼしく、取り上げるべきではありません。載せたいのなら世界中の神話や言い伝えを載せれば興味がわくかも知れません。
16 教育プラザ富桜	一般	歴史	自由社	一度文科省が不合格をだした自由社の教科書が、昨年度末に合格となったのは異例なことです。県下の中学校へ文科省から県教委に通達され、市町教委へも通達されました。全国で今最も注目の教科書です。まずは、金沢市から採択されることを期待します。
17 教育プラザ富桜	教員(小)			特別支援学校用の教科書が本校の知的障害学級に所属する児童に合いそうか見せていただきました。文字情報が最小限におさえてあり、活用できそうだと感じました。ありがとうございました。
18 教育プラザ富桜	一般	歴史	育鵬社 自由社	育鵬社の新しい日本の歴史教科書P200上、韓国服の伊藤博文の写真是必要ないと思う。 自由社の歴史教科書は、写真を多用し、紙面の大半を占め、中身が充実していないと思う。
19 教育プラザ富桜	一般	歴史	自由社	新しい歴史教科書・自由社の教科書は素晴らしい内容です。未来を背負う子供達により教科書をすすめて下さい。
20 教育プラザ富桜	一般	歴史	育鵬社	育鵬社歴史教科書 P262、264に同じ見出し「敗戦の占領と再建」が3カ所もあるのは、どういうことでしょう。こんな教科書を「教科書」として使っている子どもたちがかわいそうです。本年は、自由社も加わり採択のやり直しができるはず。ぜひ採択のやりなおして下さい。

令和3年度教科書展示会閲覧者意見一覧 【教科書センター以外の展示場】

	展示場名	来会者	教科	発行者 (略称)	意見内容
21	教育プラザ富樫	一般	歴史	育鵬社 自由社	自由社も育鵬社も、日本国憲法で「戦争放棄」が交戦権を否定したことも他に例を見ないもの」としている。他国、コスタリカでも軍隊を持たず交戦権を認めていないところもあるのに、日本国憲法はGHQの押しつけで、世界的に見て異常だという意識をうえつけさせている。国際社会を生きる子どもたちに適切ではない。
22	教育プラザ富樫	一般			今年も採択を行うのですか？ 昨年の採択で新しい教科書になっているのに、来年また新しい教科書になると、先生や子どもは混乱しませんか。
23	教育プラザ富樫	一般	歴史	自由社	自由社の中學社会、新しい歴史教科書を読んでとても驚きました。 日本が第二次世界大戦で世界の人びとに多大な犠牲を強いたこと、日本国内でも取り返しのつかない反対をおこしたことがほとんど反省して書かれていません。一番の思春期に学ぶ教科書といえないと思います。
24	教育プラザ富樫	一般	歴史	育鵬社	育鵬社の新しい日本の歴史の中で、P262 (79)で「敗戦後の占領と再建」という小見出しがあります。 P264 (80)「朝鮮戦争と日本の独立回復」のところにも「敗戦後の占領と再建」という小見出しが、2回、使われています。 P264の内容は、それぞれちがうので、小見出しももっと別の表現の方が、わかりやすいと思います。
25	教育プラザ富樫	一般	歴史	自由社	自由社は、日中戦争を(支那事変)とし、通州事件を大きくとりあげ、P232で「日本はなぜ中国と戦うことになったか」でも、日本は中国と戦争をすることなど望んでいませんでした。JP230「満州は、なぜ建国されたか」などどれも、日本のつごうのよい表現となっている。
26	教育プラザ富樫	一般	歴史	自由社	自由社P184「憲法を称賛した内外の声」で大日本帝国憲法をもち上げているが、日本国憲法ができた時もたくさんの称賛の声があったのに、全く書いてないのはおかしい。
27	教育プラザ富樫	一般	歴史	育鵬社 自由社	育鵬社の歴史教科書を使うのをやめて下さい！自由社の教科書ももちろん使わないで下さい！ <理由> 現在金沢市で使われている中学「新しい日本の歴史」育鵬社も、自由社の「新しい歴史教科書」も大日本帝国憲法は日本の伊藤博文、井上毅らが草案を作り、「内外ともに高く評価されました」といい面だけをとり上げ、女性の参政権がなかったことや、日本(天皇)のためなら国民は命がけで日本を守らなければならなかつたなどの問題点は書かれていません。 また、日本国憲法については、GHQに改正を求められ、しかたなく、改正して作ったとして、日本国憲法の平和主義、主権在民、基本的人権の尊重という、今の日本だけでなく、全世界から高く評価されていることも、ほとんど書かれていません。 これから金沢の子どもたちにこういう傾った歴史を教えるは大変問題だと思います。

令和3年度教科書展示会閲覧者意見一覧 【教科書センター】

令和3年度教科書展示会閲覧者意見一覧 【教科書センター以外の展示場】

	展示場名	来会者	教科	発行者 (略称)	意見内容
1	県立図書館	一般	歴史		表表紙を見ただけで、まず、各社の違いがわかる。東京書籍、教育出版、帝国書院、日本文教は一般の庶民、農民のくらしなどの視点があり、未来に向かっている意識が見られ、山川は知的な世界的視野で、学び舎は未来に向かってしっかり根をはり学ぼうとする姿勢ともにすてきですが、自由社、育鵬社には庶民の視線がない。明治天皇を大切にしている。
2	県立図書館	一般	歴史		見ました。いくらかな？買えないのですね。一家に一冊あってもいいないと。今の日本人がもう一度読んだ方がいいと思いました。75才S21年生まれ金沢市内
3	県立図書館	一般	歴史	育鵬社	育鵬社は現在、金沢の中学生が使っているということですが、p. 262、264に「敗戦の占領と再建」という見出しがまったく同じに3カ所使われている。これほど敗戦の占領を意識させたいのか。単なる印刷間違いなのか。こんな教科書で勉強させられる子どもたちがかわいそうです。採用している金沢市はこの問題をどのようにとりあげているのでしょうか。
4	県立図書館	一般	歴史	自由社 育鵬社	自由社と育鵬社の神話の記述が、ほぼ宗教の教本のように思えた。
5	県立図書館	一般	歴史	自由社 育鵬社	自由社と育鵬社の教科書は問題が多く、採択すべきでないと思います。理由①事件等の名称の選び方も含めて、内容にかなり偏りがあり、現在の歴史学の成果から外れ、一部の方の主張をもとに展開されている。 理由②様々な視点・考え方を提示して生徒に主体的に考えさせるという姿勢に乏しく、一つのまとまった思考に誘導しようという意図を感じます。これでは、生徒の関心も起きず、学ぼうという気持ちも起きないと思います。
6	県立図書館	一般	歴史		書き方、捉え方で教育の目的が統制される。ひとりひとりの国民がどういう時代をすごしたか、多様な記述がよい。
7	県立図書館	一般	歴史	育鵬社	育鵬社p. 262戦後の占領と再建の小見出しが2つ、p.264戦後の占領と再建の小見出しが1つ。これでは小見出しの意味をなさない。教科書として不適切だ。採用をやめるべきで、採択をし直すべきだと思います。
8	県立図書館	一般	歴史		紙の質が昔に比べてあまりにも「立派」すぎるような気がした。全面カラー版の教科書とは驚くしかない。教科書というよりは、資料集のような立派な本である。製作コストが昔に比べて3倍とか5倍とかにならないか？市販の参考書などよりも立派な外観である。昔は教科書の方が質素で、市販の参考書の方がカラー版などを使っていて立派だったので、全く逆になったという事になる。今回は歴史の教科書だけが展示されていたけど、他の教科書はどうしたのだろうか？（しかも中学校のみ）他には、高校の教科書も見てみたい気がした。マスコミや世間は小、中学校の教科書は割と気にするみたいだけど、高校の教科書のことはなぜか無視して、全く取り上げないのは不思議である。おそらく高校では、教科書だけを勉強しても大学（特に東大などのレベル）には合格できないことを知っているからであろう。



金沢市教育委員会 教育長様 教育委員様

2021年6月23日

こども☆未来☆教科書@かなざわ

中学校歴史教科書の採択やり直しを求める要望書

新型コロナウィルス感染が収まらない中で、金沢市の子どもたちの教育に心をくだかれていることご苦労に存じます。

さて本2021年は自由社中学校歴史教科書の再検定合格により中学校歴史教科書の採択やり直しが可能になりました。それに関連して以下の要望を提出させていただきます。

- ① この機会に現在金沢市が採択した育鷗社歴史教科書の使用を中止し、よりよい歴史教科書の新規採択に踏み切ってください。
- ② 自由社教科書の新規採択などはしないでください。

新規採択年度の昨2020年、育鷗社教科書の大手採択区だった大阪市や横浜市などが再採択を見送り、育鷗社教科書の採択率が1%を切るまで激減したことが全国ニュースになりました。これは育鷗社教科書の劣悪性が社会的に認知された結果と思われます。その中で石川県の加賀・小松・金沢市が育鷗社歴史教科書の再採択に踏み切り、特に金沢市は冊数全国一の採択区となり、全国からその密室的な採択手法またその学問的見識を疑問視されるに至っていることは深く残念です。

実際に育鷗社教科書を見れば基本的な間違い、特に近現代史部分での史実を無視した日本の美化、人権思想を貶める記述が目立ちます。例えば育鷗社教科書の「目玉」とされる神話においても「神武天皇」を「天孫ニニギノミコト」の3代目（実は4代目）とする間違い、ネルーや孫文が日露戦争での日本の勝利に感動したがその後の日本の動きを見て評価を変えたにもかかわらず当初の感動だけを記す歴史の歪曲、日本国憲法で初めて日本に男女平等や婦人参政権がもたらされた事実の軽視などは、旧版から今年度使用の教科書に至るまで変わっていません。

育鷗社教科書は子どもたちに（受験にも不利に働くはずの）基本的知識の欠落、現実を見つめられない精神の脆弱、これからの中学生では通用しない人権意識への無感覚をもたらすと思われます。人類の多難な未来を担わなければならぬ金沢の子どもたちを、こんな教科書を使わざるをえない状況から救っていただくことを切にお願いします。

自由社教科書は育鷗社教科書を作った人たちの仲間が仲たがいし分裂して作った教科書であり、文科省が一回検定で落とさざるをえなかつたことからも分かるように、育鷗社を超える劣悪なものであることも付記させていただきます。

なお新規採択においては全国の趨勢に基づき、採択過程の公開など市民に開かれた明瞭な手続きをとられることも要望いたします。

金沢市教育委員会
令和3.6.23
取扱学第487号
受付